

法令等順守体制の確立に向けた企業の取り組み(1)

——愛媛県下の株式会社を対象とする実態調査——

木 下 崇

- I 調査の目的
- II 調査の方法
- III 調査票の内容 (以上本号)
- IV 集計結果と分析
- V おわりに

I 調査の目的

1990年代半ば以降、企業の違法行為が数多く報道されてきた。証券会社の証券取引法違反事件や銀行の巨額損失事件、いわゆる総会屋への利益供与事件など、金融機関を舞台とするものが目を引くが、その他業種においても無関係ではない。このような状況を受けて、会社法学においてもコーポレート・ガバナンスに関する議論が大きくとりあげられた。この議論には多様なものが含まれていたようであるが、会社は誰のものであるのかという問題や、会社の経営・管理機構はどのようにあるべきかという問題について議論が展開されてきたと

* 本稿は、松山大学法学部木下ゼミナールが、2000(平成12)年度に行った共同研究の成果を報告するものである。このゼミナールに参加したメンバーは、大野和雄、源河利憲、河淵仁、清水渚、二宮治雄、日ノ岡達祥、渡辺大樹の7名である。彼らは、通常の授業枠を大きく超えて自主的に検討会を行い、アンケート実施のための準備を行った。今回の調査が、法令等順守体制の確立に向けた企業の取り組みの実態調査に何らかの意義をもつものとなったならば、それは彼らの努力の賜物である。他方、今回の調査に不備・不足があったならば、それは私の指導不足によるものである。

いわれる¹⁾このうち後者に関する議論において、いわゆるモニタリング・システムの整備についての議論がなされ、何をチェックするのかとともに、誰がその役割を担うのかについても問題とされた。コンプライアンスについても、このコーポレート・ガバナンスに関する議論のなかで、あるいは、それとの関係において議論されるようになってきたように思われる²⁾

数年前までは、「コンプライアンスとは」という、解説付きで議論が始められることが多くみられたこの問題も、このような議論や多くの論稿により、周知がはかれてきたように思われる。近時では、多くの金融機関において「コンプライアンス」という名称を含む機関の設置や人事が新聞紙上でも見受けられるようになった。また、「コンプライアンス」という語が含まれた書籍も目にする機会も増えたように思われる。その意味で広くに受け入れられ、また検討されてきた問題点であるといえよう。

それでは、このコンプライアンス、すなわち法令等の順守を全うするための体制作りについてはどうであろうか。1999（平成11）年7月に金融監督庁（当時）により「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（以下、金融検査マニュアルと呼ぶ。）」³⁾が公表されて以来、金融機関においてはコンプライアンス統括室などを新設し、担当者を置き、研修を始めるといった情報が伝えられている。これは金融機関を対象とした法令等順守体制の整備に関する実態調査において

- 1) 江頭憲治郎「自民党の商法等改正試案骨子と監査役・監査役会」商事1470号17頁(1997)。
- 2) たとえば、「効率的経営のためのコーポレート・ガバナンスと遵法経営のためのコンプライアンスとがセットになって、正しく、かつ利益率の高い経営が実現される」と指摘するものや(久保利英明=菊地伸「事業会社におけるコンプライアンスの進め方」商事1527号4頁(1999))、「仮に、コンプライアンスの実現を目的とする内部統制の構築を取締役の義務として位置づけることができるならば、会社法学の重要課題の一つである取締役の違法行為に対するモニタリングの問題にも、新たな展開が見られるかもしれない」との指摘がある(野村修也「内部統制とコンプライアンス」法セミ44巻9号47頁(1999))。
- 3) <http://www.fsa.go.jp/manual/manual.html> 参照。
- 4) 金融法務事情編集部「コンプライアンス体制の整備状況に関するアンケート調査の集計結果の概要（以下、「集計結果概要」として引用）」金法1580号46頁以下(2000)および松井秀樹「コンプライアンスの整備状況に関するアンケート調査の結果と分析」金法1586号28頁以下(2000)参照。

も、その充実ぶりはあきらかであろう⁵⁾。その他の事業を営む企業においても、法令等順守体制の整備は重要な問題であることには変わりはない⁶⁾。法令順守のための機関設置は、前述のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた具体的な施策として、社外取締役の選任や取締役の員数の見直しと並んで、重視されているとの調査報告もある⁷⁾。また、地方自治体においてまでも「コンプライアンス条例」が議会に上程されている例もみられる⁷⁾。

このように、法令等順守体制の確立に向けた取り組みは、業種にかかわらず広く議論され実施されてきたように思われる。しかし、具体的にどのような取り組みが行われているのかについては、金融機関を対象としたものを除いては、あきらかではない。そこで、われわれ木下ゼミナールでは、愛媛県下の企業を対象として、法令等順守体制の確立に向けてどのような取り組みがなされているのかを調査するとこととした。

以下では、今回の調査の方法、調査票の内容を明らかにした上で、その集計結果を報告する。今後このような問題点の研究および各企業の取り組みの一助となれば幸いである。

5) たとえば、東芝は、東芝機械の対共産圏輸出統制委員会(ココム)規制違反問題についての対策委員会を開き、ココム順守を確実にするためのコンプライアンス・プログラム(規則順守遂行計画)を策定することを決めた(朝日新聞 昭和62年7月11日)。通産省(当時)も、この事件を契機に、輸出規制品目を扱う企業に対し、輸出管理体制を強化させるための法令順守規定の作成・提出を行政指導し、1991年には、807社が提出していた。さらにこのうちの三分の一については管理体制の実地調査まで終了していたと報じられている(同平成3年7月6日)。

6) 下村昌作「コーポレート・ガバナンスに関するアンケート調査の概要」商事1511号9頁(1998)参照。この調査は、1998年9月10日の時点で東京証券取引所に上場する内国会社1,822社を対象とした調査であり、1,137社からの回答を得たものである。これによると、法令順守のための機関設置の検討状況について、「既に設置している」と回答したものが293社(25.8%)、「設置を検討している」と回答したものが114社(10.0%)であり、他方「設置する予定はない」と回答したものは441社(38.8%)であった。

7) 近江八幡市では、違反・不当行為を調査する部外者によるコンプライアンス委員会を設置することや、不当行為をした者に対して警告や公表などを盛り込んだ、市コンプライアンス条例を市議会に上程した(朝日新聞 平成13年3月6日参照)。

II 調査の方法

1. 調査対象の抽出

今回の調査は、調査主体の居住する愛媛県内に本社または本部を置く株式会社を対象として実施された。サンプリング台帳として2000（平成12）年10月に作成された『週刊愛媛経済レポート・別冊2001年度版会社年鑑』を用いることとした。同年鑑に掲載された企業はおよそ2,500社であり、そのうち株式会社形態を採る2,014社を調査の対象とすることとした。これを各業種別に分類し、その分布を示したのが《表1》であり、その資本金階層別の分布を示した

《表1》業種別分布

選 択 項 目	回答数	構成比
農林業・漁業・鉱業	14	0.7%
建設業	273	13.6%
製造業	541	26.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.2%
運輸・通信業	138	6.9%
卸売・小売業、飲食店	594	29.5%
金融・保険業	19	0.9%
不動産業	56	2.8%
サービス業	352	17.5%
その他	22	1.1%
計	2,014	100.0%

《表2》資本金階層別分布

選 択 項 目	回答数	構成比
1千万円	808	40.1%
1千万円超～1億円以下	1,088	54.0%
1億円超～5億円以下	75	3.7%
5億円超	39	1.9%
不明	4	0.2%
計	2,014	100.0%

《表3》従業員数別分布

選 択 項 目	回答数	構成比
30人未満	972	48.3%
30人以上～50人未満	340	16.9%
50人以上～100人未満	364	18.1%
100人以上～200人未満	197	9.8%
200人以上～300人未満	61	3.0%
300人以上	77	3.8%
不明	3	0.1%
計	2,014	100.0%

ものが《表2》、従業員数の分布を示したのが《表3》である。

2. 調査の実施と回収率

今回の調査は、2001(平成13)年2月8日に調査票を郵送し、2月28日を回収期限として実施した。その結果、宛先不明で返送されてきた3社を除く2,011社のうち、回答が得られたのは545社であり、回収率は27.1%であった。金融機関を対象として行われた前述の調査における回収率が63.5%⁸⁾であったのに比べると、著しく低い数値にとどまっている。この原因としては、金融機関については「金融検査マニュアル」が公にされ、各機関が同マニュアルへの対応が迫られ、この問題への関心が高いことが予測されるのに対して、今回の調査は、金融機関に限定することなくすべての業種を対象としたことから、金融機関におけるほどの関心を持たない企業があったことが、まず考えられる。また、対象を広くしたことから、肝心の調査内容がぼやけ、結果として回答しづらいアンケートとなってしまった嫌いもある。いずれにせよ、今後さらに調査を行い、より正確な情報を得る努力が必要であると痛感している。

8) 金融法務事情編集部前掲「集計結果概要」46頁、同「コンプライアンス態勢の整備状況に関するアンケート調査 集計結果(以下、「集計結果」として引用)」金法1586号70頁(2000)。

III 調査票の内容

各社に送付した調査票の内容は、つぎの通りである。

貴社名	_____		
本アンケート記入者	役職	ご氏名	
所在地	〒 _____		
	愛媛県	市郡	
		町村	
電話番号	_____	_____	_____
FAX番号	_____	_____	_____
電子メール	_____		

以下の設問をよくお読みになり、に \checkmark をお付け下さい。

問1 現在、主として、どのような事業を営んでおられますか。

<input type="checkbox"/> ①農林業・漁業・鉱業	<input type="checkbox"/> ⑦金融・保険業
<input type="checkbox"/> ②建設業	<input type="checkbox"/> ⑧不動産業
<input type="checkbox"/> ③製造業	<input type="checkbox"/> ⑨サービス業
<input type="checkbox"/> ④電気・ガス・熱供給・水道業	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<input type="checkbox"/> ⑤運輸・通信業	(具体的に： _____)
<input type="checkbox"/> ⑥卸売・小売業，飲食店	

問2 直近の決算期における売上高についてお答え下さい。

<input type="checkbox"/> ①1千万円以下	<input type="checkbox"/> ⑤5億円超～10億円以下
<input type="checkbox"/> ②1千万円超～5千万円以下	<input type="checkbox"/> ⑥10億円超～50億円以下
<input type="checkbox"/> ③5千万円超～1億円以下	<input type="checkbox"/> ⑦50億円超～100億円以下
<input type="checkbox"/> ④1億円超～5億円以下	<input type="checkbox"/> ⑧100億円超

問3 海外企業との取引はされていますか。

- ①している
- ②していない



取引先の国名 (いくつでも)

()

問4 法令や企業倫理に関する経営方針はありますか。

- ①ある
- ②ない



方法 (複数回答可)

- ①何らかの形で文章化している
- ②全く文章化していない

問5 役員や従業員に対して法令や企業倫理に関する指導・教育を行っていますか。

- ①行っている
- ②行っていない



方法 (複数回答可)

- ①日常業務の手順や方法に関する手引書に記載し、配布する
- ②継続的に日常業務の中において口頭で行う
- ③研修・講演等を開催する
- ④その他 ()

問6 法令の順守に関する具体的な実践計画 (コンプライアンス・プログラム) がありますか。

- ①ある
- ②ない
- ③わからない



作成時期 (年 月頃)

問7 (問6で①と答えた方のみお答え下さい) 上記の計画を作成された目的をお答え下さい。(複数回答可)

- ①従業員のモラル向上のため
②健全な企業風土の維持・創出のため
③会社のイメージアップのため
④他の会社が策定していたから
⑤国際的取引を行うため必要と感じたから
⑥近年、会社の倒産等が相次いでいるから
⑦自社を対象とした検査対策のため
⑧金融監督庁による「金融検査マニュアル」がだされたから
⑨その他 ()

問8 法令の順守に関する行動指針となる文書(コンプライアンス・マニュアル)はありますか。

- ①ある
②ない
③わからない



作成時期 (年 月頃)

問9 役員や従業員の業務が法令に合致するかどうかをチェックする仕組みはありますか。

- ①ある
②ない
③わからない



方法(複数回答可)

- ①専門部署によるチェック
②弁護士によるチェック
③役員や従業員の相互チェック
④その他 ()

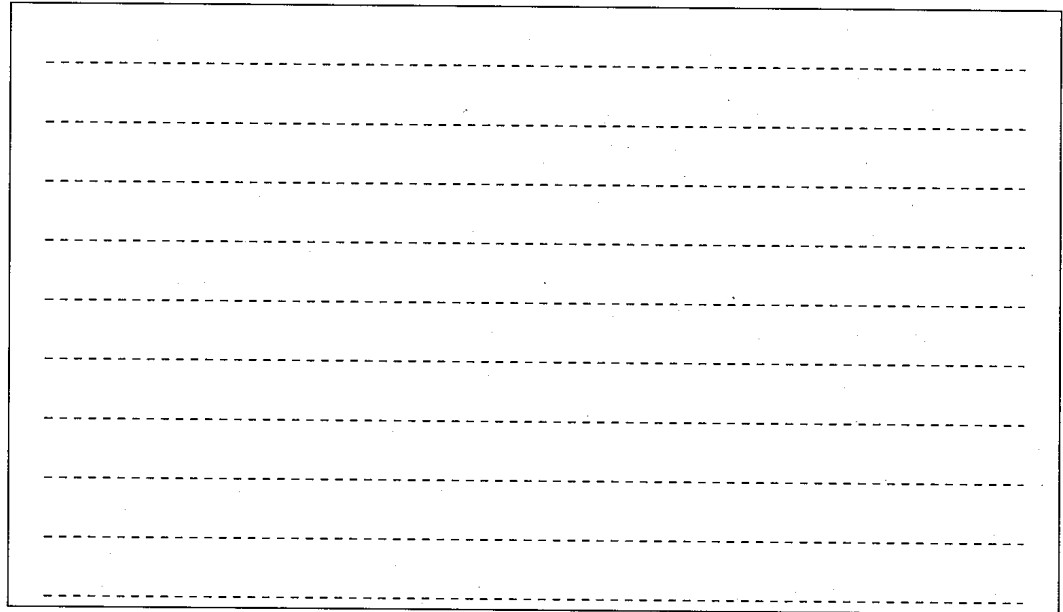
問10 法令や企業倫理の順守に関する専門部署はありますか。

- ①ある
②ない
③わからない



名称 ()

問14 このアンケートについてご意見ご感想などがございましたらお書き下さい。



ご協力ありがとうございました

この調査票は、①会社の概要を尋ねる部分（問1～3）と②法令等順守体制確立のための取り組みについて尋ねる部分とにより構成されている。

①では、主な事業内容（問1）、直近の売上高（問2）、海外との取引の有無（問3）からなる。これらは、いずれもクロス集計を行う際の指標を得るために設けられたものである。資本金額および従業員数については、サンプリング台帳とした会社年鑑より事前に情報を収集することとした。海外との取引の有無についての質問は、海外の企業との取引を行っている企業の方が、海外との取引を行っていない企業よりも法令等順守体制がより整えられているのではないかと考えられ、調査することにした。すなわち、取引先国および地域における独自の法制に服する必要があるなど、体制整備の必要性が高いのではないかと考えられたからである⁹⁾

なお、今回の調査では、個別会社における取り組みについての聞き取り調査を行うための資料としても活用するため、回答者の職名と氏名とを記入してい

ただくことにした。

②では、企業倫理およびルール⁹⁾の確立(問4, 6, 8, 11), 実践および指導・教育(問5, 問11), 組織の整備および検査・対策(問9, 10, 11), 体制の見直し(問12)からなる。

法令等順守体制を確立するにあたっては、コンプライアンス・プログラムおよびコンプライアンス・マニュアルを策定し、これを実践していることが、大きな目安となる。しかし、企業においてコンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルと意識されたものが策定されていなくとも、それに代わるものがあるならば、法令等順守体制を整えることは不可能ではないと考えるところもあるかも知れない。そこでまず、法令や企業倫理に関する経営方針の有無を尋ねることとした(問4)。ここでは、社是・社訓のようなものの中において経営倫理が謳われている場合についても想定されている。ただし、これらについても明確にその方針を示されることが求められる¹⁰⁾。そこで、文章化されているかいないかについても尋ねることとした。

つぎに、より具体的なコンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルが策定されているかを尋ねる。コンプライアンス・プログラムの策定については、その策定の契機についても尋ねることとした(問7)。これは、企業倫理や法令等の順守に対する企業の姿勢および関心を投映するものとみることができると考えたからである。なお、今回は、コンプライアンス・プログラムおよびコンプライアンス・マニュアルの具体的な内容についての調査は回避した。これは、今回の調査対象を広くしたことから、各企業に

9) たとえば、アメリカ合衆国においては「連邦量刑ガイドライン」を設定し、企業犯罪に対する処罰の量刑をコンプライアンス・プログラムに結びつけることにより、企業倫理の実践を効果的に推進する体制をつくっているとの指摘がある。この連邦量刑ガイドラインとコンプライアンス・プログラムとの関係については、小坂重吉「連邦量刑ガイドラインの概要とコンプライアンス効果 [上] [下]」商事1537号26頁(1999), 同1538号17頁(1999)参照。

10) 倫理綱領の制定に関する経団連等の取り組みと、企業のコンプライアンス・プログラム策定に関しては、小坂前掲 [下] 19頁以下参照。

において対応が予想される法令等および対応の形態が多様であり、調査票を構成する選択肢を十分なものとするのが困難であったことによる。そこで、まず、コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルが策定されているかを尋ね、これをもとに個別企業の取り組みについて調査することとした。

以上より整えられた体制をいかに実践するか、という点から、指導・教育体制の確保および検査体制の確立について尋ねることとした。たとえ十分な法令や企業倫理に関する経営方針が用意されたとしても、これが役員および従業員に浸透していなければ、画餅に終わる。そこで、指導・教育体制が確保されているかを尋ねる。ここではさらに、その手法についても尋ねている(問5)。すなわち、口頭による注意の喚起では、法令等への対応も各役員および従業員個人によるところが大きく、法令等の順守を実現する体制としては十分といえるか問題も残る。そこで、企業において組織的な取り組みが行われているかについて尋ねることとしたものである。このような取り組みが求められるのは検査体制の整備についても同様である。いかに優れたコンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルが策定されても、その実効を担保するための体制の整備が不十分では、意味がない。そこで、検査の方法とともに調査の対象とすることとした(問9)。

また、専門部署の有無およびその名称についても尋ねることとした(問10)。法令等順守に関する専門部署については、金融検査マニュアルにも具体的な組織図は盛り込まれていない。そこでどのような組織を構築するかは各企業・経営者の創意工夫に委ねられているとの指摘もある¹¹⁾。企業の活動に対しては、商法上、取締役会による監視監督および監査役・監査役会による監査が及んでいる。これとは別に専門部署を設けるならば、当該部署の位置づけや独立性維持、既存の機関との関係など、注目すべき点は多い¹²⁾。また、専門部署の具体的な業務についても尋ねている(問11)。これにより、当該部署の業務と、法令等順守

11) 野村修也「ハイ、こちらコンプライアンス推進室です！ [第1回]」法セミ544号95頁(2000)参照。

体制の確立において担われる役割が明らかになるものと考えられる。

コンプライアンス・プログラムおよびコンプライアンス・マニュアルは、ひとたび策定されれば、それで終わるわけではない。日々生じる新たな問題にも対応することが必要となる。これらの見直しを行っているかも重要な点であると考えた。そこで、それぞれについての作成時期を尋ねるとともに(問6, 8), 見直し・検討の取り組みの有無についても調査を行うこととした(問12)。

(未完)

12) たとえば、勸角証券は、1998年11月18日にコンプライアンス規定の制定およびコンプライアンス委員会の設置等を発表した(日経新聞平成11年11月19日参照)。このコンプライアンス委員会は、その実務を弁護士および弁護士事務所に委託するという外部機関を主体とした組織である。その意義としては、独立性を確保するとともに、監視・監査等の実質化を図りうるという点をあげることができる。なお、勸角証券のコンプライアンス委員会における実際の運営については、中島茂「コンプライアンス委員会の機能と運営」商事1527号20頁(1999)参照。